

沼田町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や過疎、高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を活用し地域の活性化に必要な施策を推進し、地域力の維持・強化を図るとともに、当該地域への定住・定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付）総行応第38号）に基づき、沼田町地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「地域力」とは、地域社会の問題について町民や各種団体などをはじめとした地域の構成員が、自らその課題等を認識し、地域資源を活用し、協働を図りながら、地域の課題解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいう。

2 この要綱において「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 住民生活の支援
- (2) 地域資源の発掘と振興に関する業務
- (3) 祭事や共同作業・コミュニティー活動の参加
- (4) 観光振興・特産品開発に係る業務
- (5) 隊員の特性に合わせた地域おこし活動
- (6) その他町長が必要と認める活動

（地域おこし協力隊の活動）

第3条 地域おこし協力隊は、地域協力活動を行う。

（支援団体等への事業の委託）

第4条 町長は、地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の活動のための支援並びに地域協力活動の調整及び支援を行うことができると認められる団体等（以下「支援団体等」という。）に、本事業の一部又は全部を委託できるものとする。

2 町長は、前項の規定により本事業の一部又は全部を委託した支援団体等に対し、その委託の内容に基づき、次の各号に掲げる経費の相当額を委託料として支払うものとする。

- (1) 第8条第3項の規定により支給する隊員の報酬
- (2) 第3条の規定により支出する隊員の活動に関する経費
- (3) その他町長が必要と認める経費

（地域おこし協力隊員の任用）

第5条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 任用の通知があつてから、任用を開始するまでの間に、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から沼田町に移し、住民票を移動させた者（任用の通知を受ける前に既に沼田町に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は含まない。）
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじみ、本事業終了後に定住する意思のある者

(隊員の身分)

第6条 隊員は、次の各号に掲げるとおりとし、その身分は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 雇用隊員 地方公務員法(平成25年法律第261号)第22条第1項第1号に掲げる職員で、第3条の活動に従事する者

(2) 委嘱隊員 第3条の活動に従事する者として前号に規定する者を除き、町長が委嘱する者
(隊員の任用期間)

第7条 協力隊員の任用期間は1年以内とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 任用を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長することができるものとする。

3 町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとする。

(報酬等)

第8条 隊員には、予算の範囲内において報酬を支払うものとする。

2 町長は、第3条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

3 第4条第1項の規定により町長が支援団体等に本事業の業務の全部を委託した場合、支援団体等は、町長が指定する金額の報酬を隊員に支給するものとする。

(守秘義務)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。